

学外における活動

□滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会委員

主要な研究業績

□論説 単著

「胎児は憲法上の権利を持つのか—『関係性』をめぐる生命倫理と憲法学」法の理論19号、2000年2月、13-57頁

□論説 単著

「科学技術と民主主義」初宿正典・米沢広一・松井茂記・市川正人・土井真一編『国民主権と法の支配 [上巻]』成文堂、2008年9月、79-100頁

□論説 単著

「臨床研究と学問の自由」曾我部真裕・赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開 [下巻]』信山社、2012年3月、235-269頁

最近の研究業績

□論説 単著

「憲法問題としての研究倫理—学問の自律性と公共性」毛利透・須賀博志・中山茂樹・片桐直人編『比較憲法学の現状と展望』成文堂、2018年9月、699-723頁

□学会報告 単著

「家族と憲法：何が憲法上の問題となるのか」第30回比較憲法学会総会・研究会（2018年10月27日）

□研究テーマ

生命倫理の諸問題への国家の関与のあり方

□研究の取組み

憲法は、ある社会における「ものの決め方」（統治のしくみ）について定めた法であるが、近代立憲主義と呼ばれる考え方を採用する憲法（日本国憲法もそのようなものである）は、個人の人權の保障を統治の目的に掲げ、その実現のために統治権力の民主的構成と分立を定めて、統治権力を統制しようとしている。近代憲法は、身分制秩序からの個人の解放と信教を典型とする諸個人の幸福追求の自由の保障を中心的な課題として展開したから、各人の自律性の保障がなにより人權や憲法上の権利の内容とされてきた。個人の自律性がないがしろにされがちな日本でも、自己決定権の保障は重要なものと解される。

人權の観念は、複数存在する平等な諸個人の公正な共生ないし共存を図るものであり、個人の生き方や行為の選択ないし意思決定の自由の保障とともに、どのように生きるかという選択以前の個人の存在そのものの保障も含んでいるはずである。たとえば、生命・身体に対する権利や拷問の禁止などは、むしろより基礎的に「人として」の存在や扱いを保障するタイプの権利だといえる。日本国憲法の基本理念としての

「個人の尊重」には、多様な異なる生き方をする諸個人の個別性の自由な発展が保障される面と、すべての人に共通に確保されなければならない「人として」の存在や扱いが保障される面の両方があるだろう。

ただ、従来の日本の憲法学では、たとえば生命・身体に関する自己決定の権利と生命・身体の不可侵を内容とする権利の異同や関係などが、必ずしも十分に整理・解明されてこなかったように思われる。プライバシー権その他の権利を含め、自己決定の

権利と自己決定を内実としない権利を包含する憲法上の権利の性格・内容を、生命倫理学や医事法学などの知見をも参照しつつ検討することで、臓器移植、終末期医療、ヒト胚の取扱い、人を対象とする研究などに関する生命倫理の諸問題に政策的に対処しようとする公権力（国家）の活動について、憲法上の分析・提言をおこなうことに取り組んでいる。

一般に、医療・医科学研究の実施について、患者・被験者の自己決定の保障が重要であることはいままでないが、他方で自己決定さえあれば何が行われてもよいとは考えられていない。ここには本人の利益を他者が考えて判断するパターンリズムがあるが、誰がどのようにその利益に関する判断を下すのかについて、利益較量の実体面とともに、手続的な規律に関する考察も必要である。医療技術が発達し、医科学研究もさまざまな手法で進展している中で、医療倫理・研究倫理に関する国家の法政策の実体的・手続的内容について、家族の自律性や専門家・専門家集団の自律性の保護などもふまえて憲法上の考察をしていきたい。